~ 盛土規制法の規制開始に伴う届出のお知らせ ~

# 埼玉県では令和7年7月1日\*から

# 盛土規制法の規制が始まります

\*指定都市・中核市(さいたま市、川越市、川口市、越谷市)は、令和7年5月26日から規制開始

1 盛土規制法に基づく届出

# 令和7年6月30日以前に盛土・切土工事に着手、 又は土石の堆積を実施している場合は、 盛土規制法に基づく届出が必要です (法第21条第1項:法第40条第1項)

※他法令で許可を受けた工事等(都市計画法の開発許可・土砂条例の許可等)も届出が必要です

# 届出期間

令和7年7月1日(火)

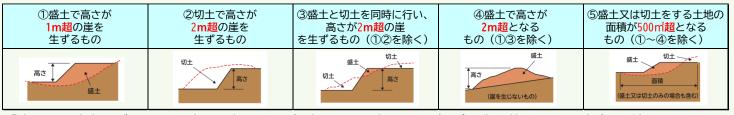


# 令和7年7月22日(火)

※法令により、規制開始から21日以内に届出が必要

### 2 届出が必要な盛土等

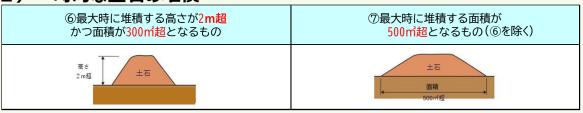
(1)土地の形質変更(盛土・切土) 例 ●宅地の造成や太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等



「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます

#### (2)一時的な土石の堆積

例 ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

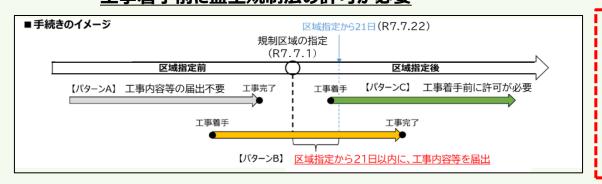




※ 上記⑤の土地の形質変更や⑦の土石の堆積のうち、前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないものは届出対象外

#### 3 令和7年7月1日をまたぐ工事

【パターンB】6月30日以前に工事着手し、7月1日以降も工事を継続する場合は、届出が必要
【パターンC】6月30日以前に他法令の許可等を得ているが、工事着手が7月1日以降となる場合は工事着手前に盛土規制法の許可が必要



※「工事着手」とは、 工事現場において 土地の形質変更や 土石の堆積が行われ ていることをいい、資材 の搬入や契約の締結 ではありません

#### (1)土地の形質変更(盛土・切土)

(盛土・切土) の高さや面積	提出書類
①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	
②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
③盛土と切土を同時に行い高さが2m超の 崖を生ずるもの(①②除く)	(1)工事の届出書
④盛土で高さが2m超となるもの(①③除く)	
⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超となるもの (①~④除く)	
⑥盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
⑦切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	  (1)工事の届出書
⑧盛土と切土を同時に行い高さ5m超の 崖を生ずるもの(⑥⑦除く)	(2)位置図 (3)地形図 (4)土地の平面図
⑨盛土で高さが5m超となるもの(⑥⑧除く)	(5)写真
⑩盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超となるもの(⑥~⑨除く)	

#### (2)一時的な土石の堆積<sup>(注)</sup>

最大時に堆積する高さや面積	提出書類
①最大時に堆積する高さが2m超かつ	
面積が300㎡超となるもの	(1) 工事の届出書
②最大時に堆積する面積が500㎡超	
となるもの(①除く)	
③最大時に堆積する高さが5m超かつ	  (1)工事の届出書 (2)位置図
面積が1,500㎡超となるもの	(1) 工事の届出書 (2) 位置区 (3) 地形図 (4) 土地の平面図 (5) 写真
④最大時に堆積する面積が3,000㎡超	
となるもの(③除く)	(J) <del>J兵</del> 

(注)・最大堆積時の高さ・面積・土量を記載

・現に土石の堆積に使用している土地の範囲で 行う土石の堆積が対象

#### 明示する事項

▶位置図:縮尺、方位、道路及び目標となる地物がわかるもの

▶地形図:縮尺、方位及び土地の境界線がわかるもの

▶土地の平面図:縮尺、方位及び土地の境界線等がわかるもの (土地の形質の変更)盛土・切土する部分、崖、擁壁の位置等 (土石の堆積)堆積した土砂の崩壊を防止するための措置の内容、

空地の位置 等

▶写 真 : 土地及びその付近の状況が明らかなもの

※詳細は、県ホームページ

「許可申請等の解説(令和7年6月版)第1編第4章第3節」

- ※ 虚偽の届出をした場合には罰則の規定があります
- ※ 土地所有者・管理者等は、その土地を常に安全な状態に維持する必要があるため、危険な 盛土等と判断される場合は、改善命令の対象となります

### 5 提出方法

「電子申請・届出サービス」 を利用した届出書の提出をお願いします

(紙で届出書を作成し、下記6の各環境管理事務所に持参により提出することもできます)

### 6 提出先

窓口	管轄市町村	連絡先
中央環境管理事務所	鴻巣市・上尾市・蕨市・戸田市・桶川市・北本市・伊奈町	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 (電話:048-822-5199)
西部環境管理事務所	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・朝霞市・志木市・和光市 ・新座市・富士見市・日高市・ふじみ野市・三芳町	川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟4階(電話049-244-1250)
東松山環境管理事務所	東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・吉見町・滑川町・ 嵐山町・小川町・毛呂山町・越生町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村	東松山市六軒町5-1(電話:0493-23-4050)
秩父環境管理事務所	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀞町・小鹿野町	秩父市東町29-20(電話:0494-23-1511)
北部環境管理事務所	熊谷市・深谷市・本庄市・美里町・上里町・神川町・寄居町	熊谷市未広3-9-1(電話:048-523-2800)
越谷環境管理事務所	草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町	越谷市越ヶ谷4-2-82(電話:048-966-2311)
東部環境管理事務所	行田市・加須市・春日部市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・ 白岡市・宮代町・杉戸町	杉戸町清地5-4-10(電話:0480-34-4011)

## 7 届出内容の公表

届出書に記載された情報は、法の規定により県ホームページで公表します

届出に関する手続きの詳細は、県ホームページでご確認ください

埼玉県盛土 検索

https://www.pref.saitama.lg.jp/all02/kouhukin/kouhukin.html 埼玉県 都市整備部 都市計画課 盛土規制担当 (電 話:048-830-5336)